

○農林水産省告示第七百七十七号

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和六年法律第六十三号）第六条第二項の規定に基づき、生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和六年九月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 齋藤 健

生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定める。

第一 生産方式革新事業活動の促進に関する事項

1 生産方式革新事業活動の促進の意義及び目標

(1) 生産方式革新事業活動の促進の意義

農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して農業の生産性の向上を図り、農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資するため、スマート農業技術（法第2条第1項に規定するスマート農業技術をいう。以下同じ。）の活用を促進する重要性が高まっている。農林水産省及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が令和元年度から実施してきた「スマート農業実証プロジェクト」の結果等を通じて、スマート農業技術の活用による農作業の効率化等（同項に規定する農作業の効率化等をいう。

以下同じ。)の効果を十分に発揮させ、農業所得の向上等を通じた農業の持続的な発展につなげていくためには、農産物の従来の生産方式を変更すること等が重要であることが明らかになったことを踏まえ、法第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、生産方式革新事業活動（法第2条第3項に規定する生産方式革新事業活動をいう。以下同じ。）を促進するものとする。その際、農業の担い手に加え、中小・家族経営の農業者や中山間地域等の条件不利地域の農業者、高齢の農業者等の幅広い農業者がスマート農業技術を活用できるよう配慮するものとする。

(2) 生産方式革新事業活動の促進の目標

生産方式革新事業活動の促進の目標は、経営耕地面積を基本に算出するスマート農業技術の活用割合を令和12年度までに50%以上に向上させることとする。

2 生産方式革新事業活動の実施に関する基本的な事項

生産方式革新事業活動は、次の(1)から(6)までの事項に適合して行われるものとする。

(1) 生産方式革新事業活動の内容

次の①から③までの要件を満たす事業活動であって、農業者等（法第2条第2項に規定する農業者等をいい、当該農業者等が団体である場合におけるその構成員等（同項に規定する構成員等をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が行うものとする。なお、農業者等が共同で生産方式革新事業活動を行う場合にあってはそれぞれの農業者等が、団体である農業者等が生産方式革新事業活動を行う場合（その構成員等が行う生産方式革新事業活動に関するものを含む場合に限る。）にあってはそのそれぞれの構成員等が、次の①及び②に係る事業活動を行い、共同で又は団体で行う事業活動の全体で③を満たすものとする。

① スマート農業技術を活用して農産物の生産又は農業の経営管理に取り組むこと（法第2条第3項第1号）

農業者等が農産物の生産（農産物が出荷されるまでに行われる一連の行為を含む。以下同じ。）又は農業の経営管理のためにスマート農業技術を活用して農作業の効率化等を図ることをいい、(2)①の措置を通じて行うものを含むものとする。

スマート農業技術とは、次のイからハまでの事項に適合した技術をいう。

イ 法第2条第1項に規定する農業機械等（以下「農業機械等」という。）に組み込まれて活用されるものであること。

ロ 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。

ハ 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化等を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

「農作業の効率化等を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するもの」とは、次の(イ)から(ハ)までのいずれかの機能や効果を有する技術をいう。ただし、農産物の生産を行う上で当然に遵守すべき農業の取扱いや労働者の安全及び健康の確保等関係法令の遵守のためにのみ用いるもののほか、(イ)にあっては農作業の高度化に向けたデジタル教材等農作業のために直接用いるものでないもの、(ハ)にあっては農作業履歴の記帳のデジタル化のみの機能を有するものや人員及び労務の管理、業務連絡、会計処理、税務申告等一般管理業務の合理化のためにのみ用いるものは含まないものとする。

(イ) 農作業の効率化

農業機械の自動制御等農作業のために直接用いる技術であって、当該技術の活用により慣行的な作業体系と比較して必要な人員又は労働時間が有意に削減される機能を有するもの、当該機能を有する農業機械等の稼働データと連携できる営農管理システム等当該農業機械等の稼働の効率化に資するもの又は資材投入量その他の農作業の手法の選択、農作業の適期の予測、判断等を支援するためのデータの自動的な収集、分析若しくは指示の機能を有し、農作業を有意に改善させることにより生産の費用の低減若しくは農産物の品質若しくは収量の向上が期待できるもの

(ロ) 農作業における身体負担の軽減

自動制御による直進走行の保持や遠隔操作による急傾斜地での走行が可能な農業機械に係る技術等、農作業のために直接用いるものであって、当該技術の活用により農作業に係る身体的負担が有意に削減される機能を有し、農作業の改善や実施量の向上が期待できるもの

(ハ) 農業の経営管理の合理化

農産物の流通や販売等の管理を専ら行うためのシステムや衛星測位情報から農作業の履歴のデータを自動的に入力し事業報告書等に用いる表計算ソフト等に出力できる農業用ソフトウェア、生産する農産物の種類、農業経営の規模、農産物の出荷の適期等農産物の生産や販売に係る予測、判断等を支援するためのデータの自動的な収集、分析又は指示の機能等を有し、農業の経営管理の省力化又は高度化、農産物の安定的な取引の確保や新たな販路の開拓等を通じて農業経営の有意な改善が期待できるもの

② ①の事業活動の実施による農作業の効率化等の効果を十分に発揮させるために併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に取り組むこと（法第2条第3項第2号）

①の事業活動に係るスマート農業技術の活用を通じた農作業の効率化等の効果を十分に発揮させるため、①の事業活動と併せて当該スマート農業技術の性格、生産する農産物の特性等に応じて次のイからハまでのいずれかに該当する生産の方式の導入に取り組むものとする。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する生産の方式以外に、①の事業活動に係るスマート農業技術の性格、生産する農産物の特性等に応じてその効果の十分な発揮のために不可欠な生産の方式がある場合には、当該生産の方式の導入に取り組むものとする。

イ スマート農業技術を活用した作業効率の向上に資するほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等の導入（例えば、農業機械の自動走行を容易にするほ場の大区画化や均平化等、施設園芸における農作業ロボットの走行等を容易にするために行う農地の底面のコンクリート等での被覆、自動収穫ロボットによる農産物の認識を容易とする草姿、樹形の仕立てや一斉収穫に適した品種への転換、搾乳ロボットの導入に適合した畜舎のフリーストール化等の取組）

ロ スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した農産物の出荷方法の導入（例えば、自動収穫ロボットの導入と併せて仕向け先を加工・業務用途に転換することに伴って、出荷方法を段ボールから鉄コンテナに変更する取組や、冷凍加工用設備の導入及び活用、農産物の出荷規格の簡素化、複数の産地の農業者等の連携を通じた農産物の周年供給体制の構築を図る取組）

ハ スマート農業技術で得られるデータの共有等を通じた有効な活用方法の導入（例えば、スマート農業技術を活用して得られるデータについて、複数の農業者等での共有や比較、分析等を通じた肥培管理の改善等経営の向上を図る取組、食品等事業者（法第7条第3項第2号に規定する食品等事業者をいう。以下同じ。）へのデータの提供を通じた農産物の契約取引の拡大等当該食品等事業者との連携を図る取組）

③ ①及び②の事業活動の全てに相当規模で取り組むこと（法第2条第3項柱書）

「相当規模」とは、農業者等の行う①及び②に係る事業活動により生産する農産物の作付面積又は売上高が当該農業者等の行う農業（当該①及び②に係る事業活動により生産する農産物の品目と同種の品目に係るものに限る。(3)において同じ。）に係る作付面積又は売上高のおおむね過半とすること等を通じて、①の事業活動に係るスマート農業技術の活用に要する費用（(2)①の措置を通じて行う場合には、その役務に係る農業者等が負担する費用）に比して、その活用による農作業の効率化等の効果が十分に得られる規模をいうものとする。なお、事業活動の継続性や波及性を勘案し、2以上の農業者等有機的に連携して取り組むことが望ましいものとする。

(2) 生産方式革新事業活動の促進に資する措置の内容（法第7条第3項各号）

生産方式革新事業活動の実施に当たっては、スマート農業技術が従来の農業技術に比してその導入の費用が増加するとともに、その活用に専門的な知識や技術を要する場合が多いことが、特に中小・家族経営の農業者や中山間地域等の条件不利地域の農業者におけるスマート農業技術の導入を躊躇させる原因となることに対処するため、また、品種の転換等に伴い農産物の収量の減少や品質の不安定化、新たな販路の確保の必要性が生じ得ること等の課題に対処するため、農業者等が必要に応じてスマート農業技術活用サービス事業者（法第7条第3項第1号に規定するスマート農業技術活用サービス事業者をいう。以下同じ。）や食品等事業者と連携し、これらの者と一体的に取り組むことが有効である。このような観点から、同項に規定する措置（以下「促進措置」という。）を行う場合には、農業者等の行う(1)の生産方式革新事業活動の内容に照らして、当該生産方式革新事業活動と一体的に取り組むことが効果的であるものとして、当該農業者等との継続的な取引の下で、次の①又は②の事業活動が実施されるものとする。

① スマート農業技術活用サービス事業者が行うスマート農業技術活用サービスの提供（法第7条第3項第1号）

次のイ及びロに定める事項に適合して行われるものとする。

イ 生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等の行う(1)の生産方式革新事業活動に要する費用の低減やその効果的な実施を図るために法第2条第4項各号に掲げる役務のいずれかに該当する役務を当該農業者等に提供するものであること。

ロ イに定める役務の用に供する設備等（法第7条第4項第1号に規定する設備等をいう。以下同じ。）の導入を行う場合には、同項第2号口の措置として、当該設備等により提供するスマート農業技術活用サービス（法第2条第4項に規定するスマート農業技術活用サービスをいう。以下同じ。）その他の役務の総量のうちおおむね過半を生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等の行う(1)の生産方式革新事業活動に対して行うものであること。

② 食品等事業者が行う農産物又は食品の新たな製造、加工、流通又は販売の方式の導入（法第7条第3項第2号）

次のイ及びロに定める事項に適合して行われるものとする。

イ 次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する農産物又は食品（法第7条第3項第2号に規定する食品をいう。以下同じ。）の製造、加工、流通又は販売（以下「製造等」という。）の方式の導入に取り組むものであること。ただし、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する農産物又は食品の製造等の方式以外に、スマート農業技術の活用を通じた農作業の効率化等の効果を発揮させる上で不可欠な農産物又は食品の製造等の方式がある場合には、当該製造等の方式の導入に取り組むものとする。

(イ) スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した製造等の方式の導入

生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等が行う(1)②イ又はロと併せて行うことが効果的と認められる取組として、食品等事業者が新たな製造等の方式を導入すること（例えば、農業者等の行う加工向け品種への転換に伴う当該農産物の引受けや、農業者等がスマート農業技術の活用と併せて行う荷姿の変更に伴う荷受方式の転換等）をいう。

(ロ) 農業者等から提供を受けた生産方式革新事業活動に係るデータの有効な活用方法の導入

生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等が行う(1)②ハと併せて行うことが効果的と認められる取組として、食品等事業者が当該農業者等から提供を受けた生産方式革新事業活動に係るデータを当該農業者等の行う生産方式革新事業活動のために新たに有効に活用するとともに、当該データを活用した新たな製造等の方式を導入すること（例えば、農業者等から提供を受けた農産物の生育データと食品等事業者の販売データ等を組み合わせた分析に基づく農産物の引受け及び農産物又は食品の販売方式への転換等）をいう。

(ハ) 農業者等が行う農産物の選別、調製等の農作業の代替及び効率的な実施方法の導入

生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等が(1)の生産方式革新事業活動に注力し、当該生産方式革新事業活動が適切に実施されるよう、食品等事業者が、従前当該農業者等が行ってきた収穫後の選別、調製等の作業を当該農業者等に代わって新たに効率的に実施すること（例えば、スマート農業技術の活用による農作業の効率化等に伴う収量増加やスマート農業機械による収穫に伴う収穫物の形質の変化に対応するために行う収穫後の選別・調製等の作業の代替等）をいう。

ロ イに定める製造等の用に供する設備等の導入を行う場合には、法第7条第4項第2号口の措置として、当該設備等が取り扱う農産物の総調達量のうちおおむね過半を、生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等の行う(1)の生産方式革新事業活動により生産される農産物から調達するものであること。

(3) 生産方式革新事業活動の目標

(1)の生産方式革新事業活動の実施により、生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等の行う農業の労働生産性（その行う農業に係る付加価値額を労働投入量で除したものをいう。以下同じ。）を、(1)の生産方式革新事業活動の実施前と比較して当該生産方式革新実施計画の実施期間の終了の時に5%以上向上させる目標を設定するものとする。

(4) 生産方式革新事業活動の実施期間

原則5年以内で取り組むものとする。ただし、(1)②の事業活動として果樹等永年性作物の植栽又は育成を伴う場合その他特段の事情を有する場合には、10年以内で取り組むことができるものとする。また、第四の3に係る生産方式革新実施計画の認定を受ける場合は、この限りでない。

(5) 生産方式革新事業活動の実施体制

生産方式革新事業活動の実施主体である農業者等（スマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者が促進措置を実施する場合には、これらの者を含む。）について、(1)及び(3)（スマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者が促進措置を実施する場合には、(1)から(3)まで）の内容に照らして、各々の者が取り組む内容や果たす役割が明確かつ合理的であり、かつ、複数の農業者等が共同で実施する場合は、当該農業者等が有機的に連携し、それらの取組が生産方式革新事業活動として一体性を有するものとする。また、法第21条に規定する認定生産方式革新実施計画の実施状況に係る報告に適切に対応できる体制を有し、かつ、特に促進措置を実施するスマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者については、当該促進措置を継続的かつ効果的に実施できるよう、本邦に当該促進措置に係る事業の拠点を有しているものとする。

(6) その他の事項

農業者等は、生産方式革新事業活動の実施に当たっては、その継続性を確保するため、生産方式革新実施計画の実施期間の終了の時ににおいて農業者等の農業に係る所得が実施前と比較して維持され、かつ、正となるよう取り組むものとする。

また、農業者等（スマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者が促進措置を実施する場合には、農業者等及びスマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者）は、関係法令を遵守するほか、農作業の安全性の確保、営む農業に係るデータその他の有用な技術上又は営業上の情報等の知的財産の保護、農業に由来する環境への負荷の低減等に留意するとともに、関係地方公共団体その他の関係者との連携を図ること等により、当該生産方式革新事業活動（スマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者が促進措置を実施する場合には、当該促進措置を含む。）が関係する各種施策と調和して行われるものとする。

3 生産方式革新実施計画の認定の基準に関する事項

法第7条第5項第1号及び第2号（法第8条第6項の規定により準用する場合を含む。）の基準について、具体的な判断の基準は次のとおりとする。

(1) 基本方針に照らして適切なものであること（第1号基準）

当該生産方式革新実施計画に係る生産方式革新事業活動（当該生産方式革新事業活動に係る促進措置を含む。）(2)において同じ。）が2(1)から(6)までの事項に適合するものであること。

(2) 当該生産方式革新実施計画に係る生産方式革新事業活動が円滑かつ確実に行われると見込まれるものであること（第2号基準）

次の①及び②の要件を満たすものであること。

① 生産方式革新事業活動の内容及び実施のスケジュールが明確かつ合理的であること。

② 生産方式革新事業活動に必要な資金の額が設定されており、かつ、その調達方法が適切であること。

第二 開発供給事業の促進に関する事項

1 開発供給事業の促進の意義及び目標

(1) 開発供給事業の促進の意義

スマート農業技術の活用促進に当たっては、農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応するため、農業において特に必要性が高いと認められる技術の開発及び供給を迅速に行うことが重要である。「スマート農業実証プロジェクト」の結果等を通じて、開発の難度が高く、実用化や普及に至っていない技術も多く残されており、これらの技術の開発の難度を低減させる観点からスマート農業技術だけでなく、スマート農業技術の活用を通じた農作業の効率化等の効果を十分に発揮させるために行う新品種の導入その他の農業資材に係る技術も視野に入れて開発及び供給に取り組む重要性が明らかになったことを踏まえ、基本理念にのっとり、スマート農業技術等（法第2条第5項に規定するスマート農業技術等をいう。以下同じ。）を対象とした開発供給事業を促進するものとする。その際、農業の担い手に加え、中小・家族経営の農業者や中山間地域等の条件不利地域の農業者、高齢の農業者等の幅広い農業者がスマート農業技術を活用できるよう配慮するものとする。

(2) 開発供給事業の促進の目標

開発供給事業の促進の目標は、各営農類型等において省力化又は高度化の必要性が特に高く、かつ、スマート農業技術等の実用化が不十分な農作業について、農作業の区分ごとにそれぞれスマート農業技術等の欄に掲げたものをはじめとするスマート農業技術を令和12年度までに実用化することにより、生産方式革新事業活動の促進と合わせて、生産性の向上に関する目標の欄に掲げる目標を達成する技術体系を構築することとする。

なお、スマート農業技術等の欄の「技術」は、新品種その他の農業資材に係る技術を含むものとする。

農作業の区分		スマート農業技術等	生産性の向上に関する目標
営農類型等	農作業の類型		
水田作（水稻）	育苗及び田植	・ドローンによる直播等の育苗又は田植作業の省力化に係る技術	労働時間 80％削減
	除草	・自律走行型除草機や自動水位管理等による抑草等の除草作業の省力化に係る技術（有機栽培体系に対応した技術を含む。）	労働時間 80％削減
	収穫、運搬及び調製	・農業機械や調製施設の稼働状況に基づく作業判断の最適化システム等の収穫、運搬又は調製作業の省力化に係る技術	労働時間 20％削減

畑作（小麦、大豆、ばれいしょ、そば、てんさい、二条大麦、かんしょ、さとうきび、飼料作物等）	播種及び移植	・全自動移植機等の播種又は移植作業の省力化に係る技術	労働時間 60％削減
	除草	・株間除草機や自律走行型除草機等の除草作業の省力化に係る技術（有機栽培体系に対応した技術を含む。）	労働時間 80％削減
	収穫、運搬、選別及び調製	・農業機械や選別・調製施設等の稼働状況に基づく作業判断の最適化システム等の収穫、運搬、選別又は調製作業の省力化に係る技術	労働時間 20％削減
露地野菜・花き作（キャベツ、だいこん、たまねぎ、スイートコーン、ねぎ、レタス、ブロッコリー、にんじん、はくさい、かぼちゃ、えだまめ、さといも、こまつな、すいか、ごぼう、なす等）	除草及び防除	・株間除草機や自律走行型除草機等の除草作業の省力化に係る技術（有機栽培体系に対応した技術を含む。） ・ドローンや自律走行型の農薬散布機等の防除作業の省力化に係る技術	労働時間 80％削減
	収穫及び運搬	・自動収穫機や台車ロボット等による収穫又は運搬作業の省力化に係る技術 ・自動収穫機の効率向上に資する高精度自動移植機等の収穫作業の省力化に係る技術	労働時間 80％削減
	選別、調製及び出荷	・ラインへの自動搬入機等による選別又は洗浄作業の省力化に係る技術 ・自動箱詰め機等の仕分け・梱包作業の省力化に係る技術	労働時間 60％削減
施設野菜・花き作（トマト、ほうれんそう、いちご、きゅうり、メロン、ピーマン、アスパラガス、キク等）	栽培管理	・自動収穫機の汎用化等を通じた摘葉・摘果等の省力化に係る技術 ・局所CO ₂ 施用等の収量又は品質の向上に資する施設内の環境制御の高度化に係る技術	労働時間 60％削減 又は付加価値額 30％向上
	収穫及び運搬	・自動収穫機や台車ロボット等による収穫又は運搬作業の省力化に係る技術	労働時間 60％削減
	選別、調製及び出荷	・自動パック詰め機等の選別、調製又は出荷作業の省力化に係る技術 ・庫内の環境の精密制御等による貯蔵・品質保持の高度化に係る技術	労働時間 60％削減 又は付加価値額 20％向上
果樹・茶作（かんきつ、りんご、かき、ぶどう、くり、うめ、日本なし、もも、おうとう、茶等）	栽培管理	・自動収穫機の汎用化等を通じた受粉、摘果、摘粒、摘葉、ジベレリン処理、剪定、剪枝、整枝、被覆等の省力化に係る技術	労働時間 60％削減
	除草及び防除	・急傾斜地等の不整形な園内における自律走行除草機等の除草作業の省力化に係る技術 ・ドローンや自律走行型の農薬散布機等の防除作業の省力化に係る技術	労働時間 80％削減
	収穫及び運搬	・自動収穫機や台車ロボット等による収穫又は運搬作業の省力化に係る技術	労働時間 60％削減
	選別、調製及び出荷	・自動選果機等の選別、調製又は出荷作業の省力化に係る技術 ・庫内の環境の精密制御等による貯蔵・品質保持の高度化に係る技術	労働時間 60％削減 又は付加価値額 20％向上

畜産・酪農（繁殖牛、肥育牛、豚、乳牛等）	飼養管理	・画像センシング等による発情・疾病検知等の生体情報取得の省力化に係る技術 ・自動洗浄ロボット等による畜舎内の衛生確保の省力化に係る技術 ・GNSSを活用した放牧牛の位置情報把握等の管理の省力化に係る技術 ・自動給餌機等の給餌・給水作業の省力化に係る技術 ・堆肥化ロボット等による家畜排せつ物の管理の省力化に係る技術	労働時間 60%削減
	搾乳	・搾乳ロボット等による搾乳作業の省力化に係る技術	労働時間 60%削減
農作業共通		・衛星やドローン等を用いた農産物の生育、土壌及び病害虫等のセンシングの結果等に連動した農作業の省力化又は高度化に係る技術	労働時間 20%削減 又は付加 価 値 額 20%向上
		・自動制御技術や遠隔操作技術を用いた既存の農業機械等の操作の省力化に係る技術	労働時間 40%削減
		・スマートグラス等の熟練を要する作業の補助に係る技術	労働時間 20%削減

2 開発供給事業の実施に関する基本的な事項

開発供給事業は、次の(1)から(5)までの事項に適合して行われるものとする。

(1) 開発供給事業の内容

次の①及び②（法第2条第5項に規定する合併等の措置を実施する場合には、次の①から③まで）の要件を満たす事業であるものとする。

- ① 農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等を開発するものとして、次のイからハまでの要件を満たすものであること。
- イ 1(2)に定める目標の達成に資するものであること。
- ロ スマート農業技術等に該当する技術を対象とするものであること。
- ハ 現行のスマート農業技術等の発達や普及の状況、複数の品目又は農作業への応用の可能性等に照らして、ロに係るスマート農業技術等の開発及びその成果の普及が生産方式革新事業活動の促進に資するものであること。

- ② ①で開発されたスマート農業技術等を活用した農業機械等、種苗その他の農業資材又はスマート農業技術活用サービスの供給を行うものとして、次のイからホまでの要件を満たすものであること。

- 「農業資材の供給」とは、農業資材の生産及び販売をいう。また、「スマート農業技術活用サービスの供給」とは、法第2条第4項各号に掲げる役務のいずれかを提供することをいう。
- イ 供給を行うスマート農業技術等を活用した農業資材又はスマート農業技術活用サービスが、当該農業資材又はスマート農業技術活用サービスの対象とする農作業等の慣行的な方法等に比して品質又は費用の面で優位性を有するものであること。
- ロ スマート農業技術等を活用した農業資材又はスマート農業技術活用サービスについて、その内容や事業の実施体制等に照らして、可能な限り、広く供給を図るものであること。

- ハ スマート農業技術に係るものについては当該スマート農業技術に適合した生産の方式の内容、スマート農業技術以外の先端的な技術に係るものについては当該先端的な技術と一体的に活用することが想定されるスマート農業技術の内容が明確かつ合理的であり、かつ、その供給に当たって、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産の方式の導入を一体的に普及するよう努めるものであること。
- ニ スマート農業技術等を活用した農業資材の供給に係るものについては、併せて当該農業資材の適切な使用を確保するための指導や助言、不具合の発生の防止、不具合が発生した場合における適切な対応等農業者等が継続して当該農業資材を適切に使用するために必要な措置を実施するものであること。
- ホ 事業が経済的な合理性を有する等当該事業が継続して行われるものであること。
- ③ 合併等の措置が、スマート農業技術等の開発又は供給に係る労務若しくは設備の管理又は資金調達の円滑化等に資するものであり、かつ、開発供給実施計画を実施することに伴い、開発供給実施計画の認定を受けようとする者の営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者の活動を困難にさせるおそれのあるものその他の当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争を阻害することとなるものでないこと。
- (2) 開発供給事業の目標
- 次の①及び②を目標として設定するものとする。
- ① 開発を行うスマート農業技術等の農業の生産性の向上に関する機能又は効果に関する目標
- 開発を行うスマート農業技術等に係る農作業等の慣行的な方法や現行の技術水準等を踏まえ、農作業に係る労働時間の削減等、農業の生産性の向上に関する目標を数値で設定すること。
- ② ①に係るスマート農業技術等を活用した農業資材又はスマート農業技術活用サービスの供給に関する目標
- スマート農業技術等を活用した農業資材又はスマート農業活用サービスに係る農業者等に対する販売又は提供の数量等当該スマート農業技術等の普及に関する目標を数値で設定すること。
- (3) 開発供給事業の実施期間
- 原則5年以内で取り組むものとする。ただし、新品種の育成その他の開発する技術の特性や難度等に照らして事業の実施に相当な期間を要すると認められる場合には、10年以内で取り組むことができるものとする。
- (4) 開発供給事業の実施体制
- 開発供給事業の実施主体について、(1)から(3)までの内容に照らして、各々の者（新たに法人を設立する場合には当該法人を含む。）が取り組む内容や果たす役割が明確かつ合理的であり、かつ、それらの取組が開発供給事業として一体性を有するものとする。また、法第21条に規定する認定開発供給実施計画の実施状況に係る報告に適切に対応できる体制を有し、かつ、農業者等の需要に的確に対応してスマート農業技術等の開発及びその成果の普及に継続的かつ効果的に取り組めるよう、本邦に当該開発供給事業に係る事業の拠点を有しているものとする。
- (5) その他の事項
- (4)の実施主体は、開発供給事業の実施に当たって、関係法令を遵守するほか、農作業の安全性の確保、新品種やデータその他の有用な技術上又は営業上の情報等の知的財産の保護の徹底、農業に由来する環境への負荷の低減等に留意するとともに、関係地方公共団体その他の関係者との連携を図ること等により、当該開発供給事業が関係する各種施策と調和して行われるものとする。また、スマート農業技術等を活用した農業資材又はスマート農業技術活用サービスの供給に当たっては、農業者等に対して、当該農業資材の導入又は当該スマート農業技術活用サービスの利用に関する費用、効果その他の情報の提供を適切に行うものとする。

3 開発供給実施計画の認定の基準に関する事項

法第13条第4項第1号及び第2号（法第14条第6項の規定により準用する場合を含む。）の基準について、具体的な判断の基準は次のとおりとする。

- (1) 基本方針に照らして適切なものであること（第1号基準）
当該開発供給実施計画に係る開発供給事業が2の内容に適合するものであること。
- (2) 当該開発供給実施計画に係る開発供給事業が円滑かつ確実に行われると見込まれるものであること（第2号基準）
次の①及び②の要件を満たすものであること。
 - ① 開発供給事業の内容及び実施のスケジュールが明確かつ合理的であること。
 - ② 開発供給事業に必要な資金の額が設定されており、かつ、その調達方法が適切であること。

第三 生産方式革新事業活動と開発供給事業との連携に関する事項

生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に当たっては、農業者等が開発供給事業の実施を通じて得られた成果であるスマート農業技術等を生産方式革新事業活動に積極的に活用するとともに、開発供給事業を行う者が生産方式革新事業活動の実施を通じて得られた技術的な知見や課題を適切に把握して開発供給事業に積極的に活用することにより、生産方式革新事業活動を行う農業者等又は開発供給事業を行う者相互間の連携及び協力の促進を図り、スマート農業技術等の開発及び普及の好循環を形成することが重要である。

そのため、国は、法第20条第1項及び第2項の規定に基づき、これらに関する情報の収集、整理及び提供並びに法に基づく措置の円滑な実施のために必要な指導、助言、あっせんその他の援助を行うこととしている。特に、国は、こうした取組を効果的かつ継続的に行う観点から、研究機構、法第8条第3項に規定する認定生産方式革新事業者、生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等、促進措置を実施しようとするスマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者、法第14条第1項に規定する認定開発供給事業者、開発供給事業を行おうとする者、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）（これらの試験研究機関や都道府県の普及指導センターその他の農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第8条に規定する普及指導員を配置している機関を含む。以下同じ。）、農業関係団体、大学、学識経験者その他の関係者から構成される協議会の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

第四 生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関するその他重要事項

1 スマート農業技術の活用の促進のための総合的な施策の推進

国は、スマート農業技術の活用の促進に関し法第4条第1項に規定する責務を有するとともに、同条第2項に基づき生産方式革新事業活動を行う農業者等及び開発供給事業を行う者に対して集中的かつ効果的に支援を行うよう努めるものとされている。そのため、国は、農業の担い手に加え、中小・家族経営の農業者や中山間地域等の条件不利地域の農業者、高齢の農業者等の幅広い農業者その他の関係者に対してスマート農業技術の活用の必要性や有効性について普及啓発を図るとともに、次の(1)から(8)までの事項に留意しつつ、関係者と一体となってスマート農業技術の活用の促進に関する施策を総合的に推進するものとする。

(1) 関係府省庁等が連携して施策を推進する体制の構築

国は、法第20条第3項の規定の趣旨を踏まえ、関係府省庁申合せにより設けられた関係府省庁連絡会議を通じ、関係府省庁の連携の下、スマート農業技術の活用の促進に関する取組を一体的に推進することとする。また、同項に規定する関係する独立行政法人との連携及び協力についても、関係府省庁連絡会議や第三に定める協議会の中で、具体的な方策を検討し、実施するものとする。

(2) スマート農業技術に適合した農業生産の基盤及び情報通信環境の整備

国は、土地改良長期計画（令和3年3月23日閣議決定）も踏まえ、スマート農業技術の導入に向け、ほ場周りの管理作業の省力化に資する整備、水田の大区画化、畑地・樹園地の区画整理・緩傾斜化やICT水管理施設の整備を促進するとともに、関係府省庁で連携し、スマート農業技術の活用に必要な情報通信環境の整備を促進するものとする。

(3) スマート農業技術の活用に係る人材の育成及び確保

スマート農業技術の活用の促進に当たっては、専門的な知識や技術を要する場合が多く、また、全国的な教育環境の充実が重要であることを踏まえ、国は、地方公共団体その他の関係者と連携し、スマート農業技術の活用に関し既に取り組んでいる農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者等の民間事業者、研究機関、大学その他の関係者によるスマート農業技術の導入を新たに検討する農業者等への指導及び助言、農業大学校、農業高校等の農業教育機関におけるスマート農業技術に関する教育カリキュラムの充実やそのためのスマート農業技術を組み込んだ農業機械等の導入、スマート農業技術に関する研修機会の提供による実践的な教育環境の整備を促進するものとする。

(4) スマート農業技術等に関する知的財産の保護及び活用等

スマート農業技術の活用に当たっては、農業者等や事業者が開発又は保有する新品種、データその他の有用な技術上又は営業上の情報等の知的財産が当該農業者等や事業者の意図しない形で流出しないよう保護が徹底され、活用されることが重要である。このため、農業者等や事業者は、スマート農業技術の活用に当たって、知的財産に関する研修等への積極的な参加や、専門人材からの助言等を通じて、知的財産の保護及び活用に係る知識の習得及び向上を図り、国が定めた関係するガイドラインも参照しつつ、データに関する権利帰属やその提供方法等に関する契約を適切に定めるよう努めるものとする。加えて、スマート農業技術に適した新品種の流出防止対策、農業に係るデータを取り扱うIT機器におけるセキュリティソフトの活用やデータのバックアップ、IoT接続されたドローンや自動走行する農業機械等におけるパスワード等の適切な認証管理、機器の脆弱性情報を受けたソフトウェアのアップデート等の対応を行うとともに、サイバーセキュリティに関する教育及び研修の充実を図る等、サイバーセキュリティ対策を適切に講じるよう努めるものとする。また、国は、農業者等が安心してデータを提供できる環境を整備するよう努めるとともに、知的財産の保護及び活用に関するガイドライン等の普及、知的財産の保護及び活用等に関するルールづくり、専門人材の育成及び確保を通じた相談体制の強化、農業者等や事業者への教育及び研修の実施、国内外における権利取得の推進等を通じて、知的財産の保護及び活用等を促進するものとする。あわせて、我が国で開発されたスマート農業技術等を国内外に広く普及させていくため、知的財産の保護にも留意した上で、スマート農業技術を組み込んだ農業機械等に係るデータの交換規格を始め、スマート農業技術等に係る標準化についても戦略的に検討し、及び促進するものとする。

(5) 地方公共団体等との連携及び協力

生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に当たっては、地方公共団体においても、当該地方公共団体の区域の特性を生かし、国の施策と相まって必要な施策が講じられることが重要であるため、地方公共団体が果たすべき役割等について法第5条及び第20条第4項等に規定している。このような観点から、国は、地方公共団体及び地方独立行政法人、農業関係団体その他の関係者と連携し、必要な情報の収集、提供、助言、教育、研修等の実施を通じた農業者等に対する伴走的な支援に努めるものとする。また、国は、生産方式革新事業活動の促進に関する施策の推進に当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画その他の地方公共団体が策定する農業施策に関する計画と調和が図られるよう留意し、必要に応じて関係地方公共団体と連携して対応するものとする。

(6) 研究機構を中心とした産学官連携の強化

食料・農業・農村政策の新たな展開方向に基づく具体的な施策の内容（令和5年12月27日第6回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）では、「国が主導で実装まで想定した重点開発目標に沿って研究開発等に取り組むスタートアップ等の事業者に対する農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化により研究開発等を促進する」こととされている。このことを踏まえ、開発供給事業の促進に当たっては、法第3条第2項において、研究機構を始めとする関係者の相互の密接な連携を図ること等を規定するとともに、法第17条において、研究機構は、法第13条第3項第4号に規定する研究開発設備等を認定開発供給事業者の利用に供する等の業務を行うことができることとしている。国は、これらの規定を踏まえ、研究機構との連携をより一層推進することとし、研究機構は、第二の1(2)に定める目標の達成に資するよう、国その他の関係者と密接に連携し、研究機構が自ら行うスマート農業技術等の開発及びその成果の普及に着実に取り組むとともに、認定開発供給事業者に対して研究開発設備等の供用等を通じた技術的支援を行うよう努めるものとする。なお、法第17条に規定する研究機構の業務に関して必要な事項は、研究機構が別に定める。

(7) 関係する予算事業上の措置

国は、法第4条第1項及び第2項の規定の趣旨を踏まえ、生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に資するよう、認定生産方式革新事業者や認定開発供給事業者に対する予算事業の優先的な採択等の優遇措置、スマート農業技術活用サービス事業者の育成及び発展、スマート農業技術を組み込んだ農業機械等の導入、スマート農業技術等の開発及びその成果の普及のほか、法第20条各項の必要な措置に関係する予算事業上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(8) 関連施策との連携強化

スマート農業技術の活用は、農業の生産性の向上に資するのみならず、高所や傾斜地、高温度、高温下等、身体の危険が伴う農作業の自動化や遠隔化による安全性の向上や、障害者による農作業のサポートや省力化等を通じた農福連携の推進等、農業分野における様々な取組に寄与することが期待される。そのため、国は、スマート農業技術の活用の促進に当たっては、関係施策との連携を強化し、その効果が多面的に波及するよう留意して取り組むものとする。

2 生産方式革新事業活動について先進的であると認められる生産方式革新実施計画の認定の基準
農業者等は、第一の3に定める認定の基準に加え、次の(1)から(4)までに該当する場合には、生産方式革新事業活動について先進的であると認められる要件を満たすものとして、生産方式革新実施計画の認定（法第8条第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。

- (1) 生産方式革新事業活動の用に供する設備等（当該生産方式革新実施計画に法第7条第4項第1号に定める事項として記載された設備等に限る。）を構成するものが、次の①又は②に該当するものであること。
 - ① スマート農業技術を組み込んだ機械及び装置であって、当該機械及び装置の販売が開始された日が、農業者等が当該機械及び装置を導入する日の属する年の7年前の年の1月1日以後のものであること。
 - ② ①の機械及び装置と一体的に導入される機械及び装置、器具及び備品、建物等（建物及びその附属設備並びに構築物をいう。以下同じ。）のうちスマート農業技術の効果の発揮のために不可欠なものであること。
- (2) ①の設備等を導入した農業者等の行う農業の労働生産性を、当該生産方式革新実施計画の実施期間の開始の時から5年を経過した時に、その開始前と比較して5%以上向上させるものであること。

(3) ①の設備等を導入した農業者等の行う生産方式革新事業活動について、当該生産方式革新実施計画の実施期間の終了の時ににおいて、第一の2(1)②イの事業活動により生産する農産物の作付面積又は売上高が当該生産方式革新事業活動に係る作付面積又は売上高の過半を占めるものであること。

(4) ①の設備等を導入した農業者等の行う生産方式革新事業活動に係る作付面積又は売上高が、当該生産方式革新実施計画の実施期間の終了の時ににおいて、当該農業者等の行う農業に係る総作付面積又は総売上高の過半を占めるものであること。

3 スマート農業技術活用サービス事業者のうち法第2条第4項第1号に掲げる役務を行う者又は食品等事業者の行う促進措置が生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等の行う生産方式革新事業活動と密接不可分であると認められる生産方式革新実施計画の認定の基準

農業者等は、第一の3(1)及び(2)の認定の基準に加え、スマート農業技術活用サービス事業者(法第2条第4項第1号に掲げる役務を行う者に限る。以下同じ。)又は食品等事業者が行う促進措置を含む生産方式革新実施計画が次の事項に適合する場合には、当該促進措置が、当該農業者等の行う生産方式革新事業活動と密接不可分であると認められる要件を満たすものとして、生産方式革新実施計画の認定（法第8条第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。

(1) スマート農業技術活用サービス事業者が実施する促進措置を含む生産方式革新実施計画にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

- ① 当該生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等の行う生産方式革新事業活動に係る作付面積又は売上高が、当該生産方式革新実施計画の実施期間の終了の時ににおいて、当該農業者等の行う農業に係る総作付面積又は総売上高のおおむね8割以上を占めるものであること。
- ② 当該生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等の行う農業の労働生産性を、当該生産方式革新実施計画の実施期間の開始の時から5年を経過した時に、その開始前と比較して5%以上向上させるものであること。
- ③ ①の生産方式革新事業活動が、品種の変更又は収穫の機械化等の実施を伴い栽培体系を大きく変更する取組であって、当該生産方式革新実施計画の実施期間の終了の時ににおいて、当該取組に係る農産物の作付面積又は売上高が当該生産方式革新事業活動に係る作付面積又は売上高の過半を占めるものであること。
- ④ スマート農業技術活用サービス事業者が提供する①の生産方式革新事業活動に係るサービスが、農業者等の収益に応じた料金体系となっていること。
- ⑤ スマート農業技術活用サービス事業者が①の生産方式革新事業活動の実施区域を含む都道府県と同一の都道府県内に拠点、事務所等を設置していること。
- ⑥ スマート農業技術活用サービス事業者の導入する設備等（当該生産方式革新実施計画に法第7条第4項第2号に定める事項として記載された設備等であって、法第2条第4項第1号に規定する役務に供されるものに限る。）を構成する機械及び装置が、播種、移植又は収穫の用に供する機械及び装置（2(1)①に該当するものに限る。）に該当すること。
- ⑦ ⑥の機械及び装置について、当該生産方式革新実施計画の実施期間中専ら①の生産方式革新事業活動のために提供するものであること。
- ⑧ 当該生産方式革新実施計画の実施期間が、7年以上で、かつ、⑥の機械及び装置の耐用年数に照らして適切であること。
- ⑨ ⑥の機械及び装置（⑥の設備等を構成する器具及び備品又は建物等であって、当該機械及び装置と一体的に整備するものを含む。）の取得予定価額が、スマート農業技術活用サービス事業者の前事業年度（当該スマート農業技術活用サービス事業者が個人の場合にあっては、前年）における減価償却費の額（当該前事業年度の期間が1年未満である場合にあっては、当該減価償却費の額を1年当たりの額に換算した額）の10%以上の額であること。

- (2) 食品等事業者が実施する促進措置を含む生産方式革新実施計画にあっては、次に掲げる事項に該当すること。
- ① 当該生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等の行う生産方式革新事業活動に係る作付面積又は売上高が、当該生産方式革新実施計画の実施期間の終了の時ににおいて、当該農業者等の行う農業に係る総作付面積又は総売上高のおおむね8割以上を占めるものであること。
 - ② 当該生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等の行う農業の労働生産性を、当該生産方式革新実施計画の実施期間の開始の時から5年を経過した時に、その開始前と比較して5%以上向上させるものであること。
 - ③ ①の生産方式革新事業活動が、農産物の品質又は外形の相当程度の変更を伴う品種の変更又は収穫の機械化等の取組であって、当該生産方式革新実施計画の実施期間の終了の時ににおいて、当該取組に係る農産物の作付面積又は売上高が当該生産方式革新事業活動に係る作付面積又は売上高の過半を占めるものであること。
 - ④ 食品等事業者が①の生産方式革新事業活動に係る第一の2(2)②イ(ハ)の取組を行うものであること。
 - ⑤ 食品等事業者が、当該生産方式革新実施計画の実施期間の終了の時ににおいて、①の生産方式革新事業活動により生産された農産物のおおむね8割以上を引き受けるものであること。
 - ⑥ 食品等事業者が①の生産方式革新事業活動に係る農産物と同じ種別の品種を原材料とした商品を取り扱っていないこと。
 - ⑦ 食品等事業者の導入する設備等（当該生産方式革新実施計画に法第7条第4項第2号に定める事項として記載された設備等に限る。）を構成する機械及び装置が、農産物の洗浄、選別、切断若しくは破碎又は冷凍の作業に供する機械及び装置（当該機械及び装置と一体的に構成される機械及び装置を含む。）に該当し、かつ、①の生産方式革新事業活動の実施区域を含む市町村と同一の市町村又は隣接した市町村内で土地又は建物に据え置かれるものであること。
 - ⑧ ⑦の機械及び装置について、当該生産方式革新実施計画の実施期間中専ら第一の2(2)②イ(ハ)の取組に供されるものであること。
 - ⑨ ⑦の機械及び装置について、当該生産方式革新実施計画の実施期間中専ら①の生産方式革新事業活動により生産された農産物を取り扱うものとする。
 - ⑩ 当該生産方式革新実施計画の実施期間が、7年以上で、かつ、⑦の機械及び装置の耐用年数に照らして適切であること。
 - ⑪ ⑦の機械及び装置（⑦の設備等を構成する器具及び備品又は建物等であって、当該機械及び装置と一体的に整備するものを含む。）の取得予定価額が、食品等事業者の前事業年度（当該食品等事業者が個人の場合にあっては、前年）における減価償却費の額（当該前事業年度の期間が1年未満である場合にあっては、当該減価償却費の額を1年当たりの額に換算した額）の10%以上の額であること。
- 4 基本方針の規定の見直しに関する検討等
- 国は、第一の1(2)に定める目標及び第二の1(2)に定める目標の達成状況その他のスマート農業技術の活用に関する施策に資する情報を把握し、スマート農業技術の進展又は普及の状況その他情勢の推移を踏まえて基本方針の規定の見直しについて検討するものとする。また、基本方針を変更しようとするときは、当該情報について食料・農業・農村政策審議会に報告し、その意見を聴くものとする。